公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、次件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十八年一月十五日

北海道経済産業局長　秋庭　英人

一　件名　長万部町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十八年二月十日　午後一時から

三　場所　多目的活動センターあつまんべ一階ホール（北海道長万部町字長万部三十六番地二）

四　事案の要旨

1　長万部町の一般ガス供給約款の変更（平成二十三年九月二十日付けで認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均十三・一％引き上げるもの。）

2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び長万部町役場水道ガス課（長万部町字長万部四百五十三番地二）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「長万部町関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十八年一月二十六日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「長万部町関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十八年一月二十六日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

長万部町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

広島県呉市音戸町南隠渡一丁目７番７号**株式会社音戸工作所**の工場財団に東広島市八本松飯田一丁目1844番地株式会社音戸工作所八本松工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年 1 月 15 日　広島法務局東広島支局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成27年11月18日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成 28 年 1 月 15 日　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ウィンストン・ＸＳ・スパークリングメンソール・８・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	420円
紙巻たばこ	ウィンストン・ＸＳ・スパークリングメンソール・５・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	420円
紙巻たばこ	ウィンストン・ＸＳ・スパークリングメンソール・ワン・100's・ボックス	ＦＳＫ　20本ハードパック	日本	420円

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 1 月 15 日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

1　処分をした年月日　平成27年12月11日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社建装テクノ　松本　　敬　山形県山形市富神台13　国土交通大臣許可（般・特―24）第13478号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第２１５１号

東京都世田谷区砧８丁目10番１―609号

申立人　鈴木日出生

本籍京都府長岡京市長岡３丁目38番地、最後の住所京都府長岡京市井ノ内朝日寺23番地旭が丘ホーム、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日平成26年８月29日、出生の場所京都市右京区、出生年月日大正13年10月14日、職業無職

被相続人　亡　井上美代子

事務所　京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町267　烏丸二条ビル８階　からすま二条法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松村絵里子

京都家庭裁判所